

小笠原陸産貝類保護増殖事業計画
(答申)

令和3年10月8日

文部科学省

農林水産省

国土交通省

環境省

小笠原陸産貝類保護増殖事業計画（案）

令和3年 月 日
文部科学省
農林水産省
国土交通省
環境省

第1 事業の目標

小笠原諸島には、その地理的要因により多数の固有種が生息・生育しており、下記に掲げる国内希少野生動植物種に指定されている陸産貝類 20 種も、小笠原諸島の固有種である。これらの陸産貝類は、近年、ネズミ類や外来プラナリア類等の外来種による影響等によりその生息個体数が減少している。

本事業では、20 種の生息状況等の把握及びモニタリングを行い、その結果等を踏まえて 20 種の生息に必要な環境の維持及び改善を図るとともに、必要に応じ野生復帰を可能とする飼育下繁殖を実施すること等により、20 種が自然状態で安定的に存続できる状態とすることを目標とする。

なお、これら 20 種については、種によって生息地や生息環境は異なるものの、必要となる対策の内容や目指すべき方向について共通するものが多いため、本事業計画は 20 種を対象とし、その取組を一体的に進めていくこととする。また、本事業における目標の達成を評価するための具体的な指標等については、別途、下位の計画に定めることとする。

Boninena callistoderma（ハハジマキセルモドキ）

Boninena hiraseana chichijimana（チチジマキセルモドキ）

Boninena hiraseana hiraseana（ヒラセキセルモドキ）

Boninena ogasawarae（オガサワラキセルモドキ）

Boninosuccinea ogasawarae（オガサワラオカモノアラガイ）

Boninosuccinea punctulispira（テンスジオカモノアラガイ）

Mandarina anijimana（アニジマカタマイマイ）

Mandarina aureola（コガネカタマイマイ）

Mandarina chichijimana（チチジマカタマイマイ）

Mandarina exoptata（ヒシカタマイマイ）

Mandarina hahajimana（ヒメカタマイマイ）

Mandarina hayatoi（フタオビカタマイマイ）

Mandarina hirasei（アナカタマイマイ）

Mandarina kaguya（オトメカタマイマイ）

Mandarina mandarina（カタマイマイ）

Mandarina polita (アケボノカタマイマイ)
Mandarina ponderosa (ヌノメカタマイマイ)
Mandarina suenoae (キノボリカタマイマイ)
Mandarina tomiyamai (コハクアナカタマイマイ)
Mandarina trifasciata (ミスジカタマイマイ)

第2 事業の区域

東京都小笠原諸島及び第3の3により飼育下繁殖を行う区域

第3 事業の内容

事業の実施に当たっては、小笠原諸島が固有の島しょ生態系を有していることに鑑み、島外から外来種若しくは病害虫又はそれらを保持するおそれのある土壌、資材等を持ち込むことがないよう、また、諸島内での外来種等の拡散を防ぐよう留意する。

1 生息状況等の把握

(1) 生息状況、生息環境等の調査及びモニタリング

本事業を適切かつ効果的に実施するため20種の生息域、生息密度等の生息状況を把握するための調査を行い、その動向について定期的なモニタリングを行う。

あわせて、必要に応じ生息地及びその周辺における植生、地形、気象等の生息環境の変化を把握するとともに、20種の自然条件下での生活史や繁殖様式、遺伝的構造・多様性等の生物学的特性を把握するための調査及び研究の実施に努める。

(2) 影響要因の把握

これら20種の個体群の維持に影響を及ぼすおそれのある要因について把握するための調査を実施するとともに、(1)の調査等の結果、生息状況に憂慮すべき変化が見られた場合には、特に懸念される要因による影響状況を調査する等、原因解明に努める。

2 生息地における生息環境の維持及び改善

20種が自然状態で安定的に存続するためには、20種それぞれに好適な生息環境となる生態系を健全に保つことが必要である。このため、1で得られた知見等を十分に踏まえ、20種の生態等に関する専門的知識を有する者の助言を得て対応策を検討し、20種それぞれの生息に適した環境の維持及び改善を図る。

特に、各種を捕食する外来種対策が重要であることから、ニューギニアヤ

リガタリクウズムシ等の外来種について確認されていない地域への侵入を防止するとともに、必要に応じ 20 種の生息に悪影響を与える外来ネズミ類等の外来種の防除を図る。

なお、同じ地域に生息する種の対応策を一体的に行うことにより保護増殖事業の効果的な推進に努める。また、20 種の生息地における土地利用や事業活動の実施に際しては、20 種の生息に必要な環境条件を確保するための配慮に努めるとともに、土地の所有者又は占有者による必要な配慮がなされるよう普及啓発に努める。

3 飼育下繁殖、野生復帰等の実施

20 種には、同種のうちにも生息域ごとに遺伝的な差異が見られ、飼育下繁殖で増殖させた個体の野生復帰は人為的な遺伝子かく乱の要因となる可能性があることから、20 種の保存は、2 の生息地における取組を基本とする。

ただし、生息状況の急激な悪化等により生息域内での種の存続が困難と見込まれる場合、20 種の生態等に関する専門的知識を有する者の助言を踏まえ、生息域内個体群が危機的状況になる前から飼育下繁殖を実施する。

飼育下繁殖を実施する場合、将来的な野生復帰の可能性を踏まえ、野生復帰可能な資質を保つような飼育繁殖技術の確立を目指すこととする。あわせて、飼育下における生態的知見の収集にも努める。なお、飼育下繁殖の実施の決定及び実施に当たっては、20 種の遺伝的多様性を保持しつつ、個体群の維持を図るよう考慮する。

さらに、2 の取組だけでは、本事業の目標達成が困難と判断される場合には、上記の飼育下繁殖で増殖させた個体を当該種の生息域内（かつての生息地であった地域を含む。）に野生復帰させること等について検討する。その際、人為的なかく乱を生じさせないように、野生復帰の必要性や具体的な手法、当該種及び放出先の生態系への影響等を十分に検討し、細心の注意を払って実施する。

4 生息地における違法な捕獲の防止

20 種の違法な捕獲を防止するため、生息地における監視や渡船利用者への法規制に関する普及啓発等を行う。

5 普及啓発の推進

本事業を実効あるものとするためには、関係地方公共団体、様々な事業活動を行う事業者、関係地域の住民を始めとする国民の理解及び協力が不可欠である。このため 20 種の保護の必要性、本事業の実施状況、外来種問題等に関する普及啓発を進め、20 種の保護に対する配慮及び協力を働きかけるとともに、関係地域の自主的な保護活動の展開が図られるよう努める。

特に、未だ侵入が確認されていない地域へのニューギニアヤリガタリクウズムシ等の侵入を防止するため、意図的・非意図的に関わらず関連する地域

に生物を持ち込む可能性のある関係者（農家等関係地域の住民、研究者、シーカヤックやガイド船の事業者及び利用者等）への普及啓発を図る。

6 効果的な事業の推進のための連携の確保

本事業の実施に当たっては、国、関係地方公共団体、20種の生態等に関する専門的知識を有する者、20種の保護活動に参画する保護活動団体、関係地域の住民等、関係者間の連携を図り、効果的に事業が実施されるよう努める。